平成２４年（フ）第５７３号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2180番地１Ｙ＆Ｍアン・シャーリーＢ棟303
債務者　政岡ひとみ
１　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７７号
栃木県宇都宮市平松本町352番地11　タウンハイツ伊藤Ｃ―202、前住所栃木県栃木市片柳町４丁目８番37号　市営住宅ＬＤ―３
債務者　保泉　好夫
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６４号
栃木県宇都宮市野沢町590番地23
債務者　鈴木　恵美
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７０号
栃木県那須烏山市初音21番４号、前住所栃木県宇都宮市平松本町821番地４　フジタハイツＣ―201
債務者　大輪美由紀
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７１号
栃木県日光市森友1589番地78、前住所栃木県日光市猪倉3392番地275
債務者　植野　　博
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７２号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目949番地２
債務者　栗原トリ子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９５号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目35番19号
債務者　松田　ユリ
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２０６号
北海道広尾郡広尾町丸山通南６丁目１番地
債務者　元木のり子
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９５２号
東京都多摩市和田2015番地の５聖蹟桜ヶ丘和田ハウスＳ206
債務者　大和田みどり
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月13日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９０号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目14番７号
債務者　大森　泰子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月13日午前11時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０１７号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目26番３―201号
債務者　藤本ひろみ
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５８号
東京都東村山市萩山町５丁目４番地８―201
債務者　モーリック　ノヤ
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１５号
東京都八王子市東浅川町558番地５美幸荘203号
債務者　白井　政行
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１号
愛媛県大洲市菅田町菅田乙822番地２
債務者　河野　陽太
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分　松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第５２９号
川崎市川崎区大島１丁目１番11号相生荘３Ｆ306
債務者　阿久澤一比古
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
長野県佐久市岩村田3169番地１　佐久昭和ビル304
債務者　市川　茂信
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時　長野地方裁判所佐久支部